

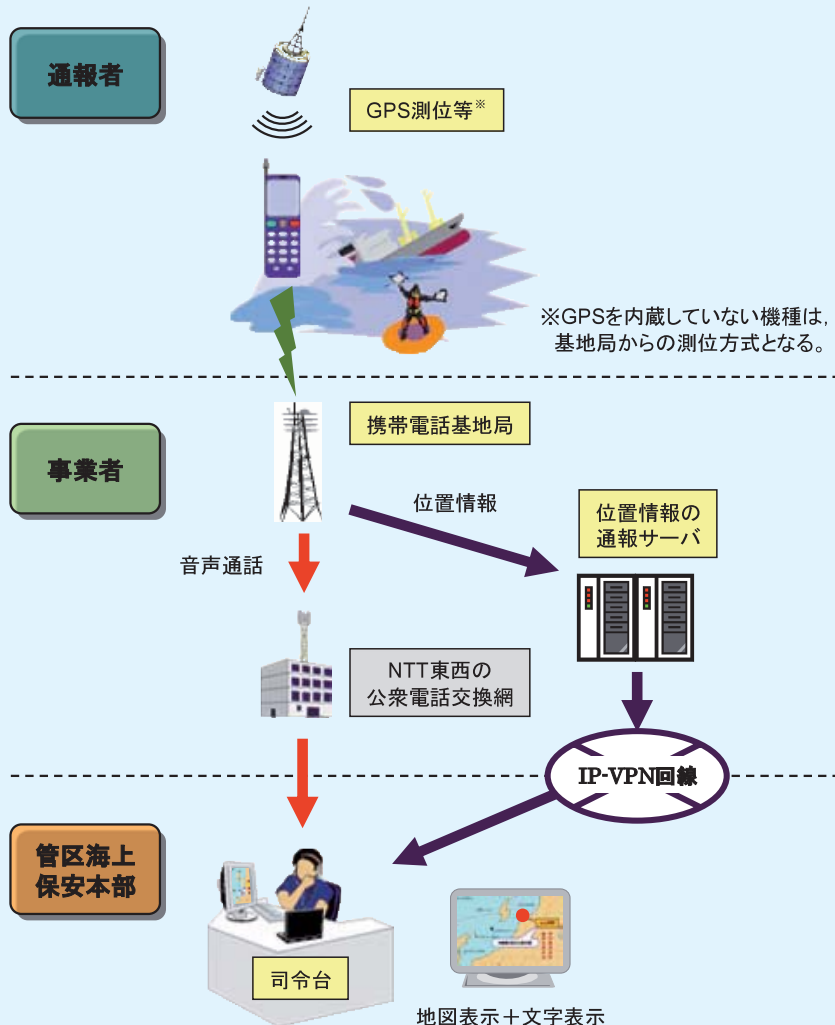
118番緊急通報に係る位置情報通知の活用

海上保安庁では、携帯電話等からの118番緊急通報の発信位置を迅速に把握することができる「位置情報通知システム」を導入し、平成19年4月1日から運用を開始している。

このシステムは、全国の各管区海上保安本部運用司令センターにおいて、携帯電話等から118番緊急通報があった場合に音声通話と併せて位置情報通知を受信し、司令台の電子海図上に表示することができる。

対象となる電話は、携帯電話（第三代と呼ばれる機種）及びIP電話（モバイル型を除く。）で、携帯電話からの通報の場合、GPS対応機種ではGPS測位情報が通知され、それ以外の機種では基地局の場所から算出される位置情報が通知される。

位置情報通知システムの概要



平成18年に海上保安庁が118番緊急通報により第一報を入手した海難及び人身事故のうち、携帯電話からの通報によるものは、海難船舶956隻中723隻（75.6%）、人身事故543人中292人（53.8%）と全体の過半数以上を占めている。

携帯電話からの通報の場合、目印となる物標が少ない海上では、通報者が現在位置を正確に伝えられないため、通報位置を特定するのに時間を要することがあった。このシステムの導入により、通報位置を瞬時に把握し、迅速かつ的確な海難救助等を実施することが可能となり、第8次交通安全基本計画（平成18年3月14日中央交通安全対策会議決定）に掲げた「平成22年までに年間の海難及び船舶からの海中転落による死者・行方不明者数を220人以下とする」という目標達成に大きく寄与するものと考えられる。